

農業経営基盤の強化の
促進に関する基本構想

平成28年10月

大 潟 村

目 次

第 1. 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
1. 大潟村農業の概要と課題	1
2. 大潟村農業の今後の方向	1
3. 農業経営基盤の強化の促進に関する目標と取組み	3
4. 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標	4
第 2. 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	5
第 3. 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	9
第 4. 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する目標	9
1. 農用地の利用に占めるシェアの目標	9
2. その他農用地の利用関係の改善に関する事項	9
第 5. 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	10
1. 利用権設定等促進事業に関する事項	10
2. 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項	15
3. 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項	15
4. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	15
5. 農業協同組合及び農業委員会が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	18
6. 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	18
7. 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項	18
8. その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	19
第 6. 農地利用集積円滑化事業に関する事項	19
1. 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項	19
2. 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準	20
3. その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項	20
第 7. その他	23
別紙 1 (第 5 の 1 の (1) の ⑥ 関係)	25
別紙 2 (第 5 の 1 の (2) 関係)	26

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1. 大潟村農業の概要と課題

大潟村（以下、「村」という。）は、秋田県のほぼ中央部・男鹿半島の東側に位置し、日本第二の湖だった八郎潟を世紀の大事業といわれた八郎潟干拓によって誕生した、広大な大地と緑の田園を持つ豊かな農村である。

昭和42年より入植を開始し、当初戸当たり10ha規模の「水稲単作」の営農形態でスタートしたが、昭和45年から始まった米生産調整に伴い、昭和48年に営農計画の見直しが行われた。その結果、5haの農地が追加配分されたが、営農は当分の間、稲と畑作物の作付割合を同程度とすることを基本とした田畑複合経営が実施された。

昭和50年以降は田畑複合経営が実施されてきたが、畑作の大部分は転作扱いとはされず、また、干拓地特有の排水性の悪い重粘土質のため、畑作生産基盤としては甚だ弱く、生産性は極めて不安定であった。そこで、農地全面水田取扱いに向け国・県に要望してきた結果、昭和60年には10ha、昭和62年には12.5haと稲作上限面積が徐々に拡大されたものの、転作非協力者も増大した。平成2年度以降は入植農地全面水田取扱い並びに県内並みの転作率が適用されている。

田畑複合経営により、稲作を主体に畑作では麦類、大豆をはじめとしてメロン、南瓜等が栽培されるようになった。特にメロンや南瓜加工のパンプキンパイは市場でも高い評価を受け特産物となり、付加価値を付けて販売されるまでに至った。

また、近年、有機質資材を活用した特別栽培米等の生産や園芸団地、育苗団地等を利用した施設園芸の取組も行われている。

しかし、ここに至るまでには排水対策が重要課題とされ、村でも暗渠補助事業をはじめとして大潟土地改良区（以下、「土地改良区」という。）との連携のもとその対策を推進し、また、農家自らも排水路の良好な管理及び明渠、暗渠の設置による排水の促進のほか、2年3作体系による「土づくり」に努めた。さらに、村は大潟村農業委員会（以下、「農業委員会」という。）との連携により農地の交換分合を実施し、農作業や機械利用の効率化を促し、稲作・畑作ともに安定生産を図った。

一方で、近年、米価の低迷・米消費の減退傾向が続く中、水稲を主体とした農家経営は厳しい状況となっている。このような状況で、村の基幹産業である農業を発展させるためには、農政の変化に的確に対応しながらも、水稲主体の土地利用型農業を基本に、集約農業を含む多様な生産形態により、農業所得の向上及び食糧生産基地として確固たる地位を築く必要がある。そのためには、農産物に付加価値を付け、有利販売するため、消費者に軸足を置いた6次産業化の推進と環境に配慮した農法を一層推進することとした。

生産調整については、これまで水稲単作の農業経営を行い、生産調整を実施しない村の農家が半分を占めていたが、平成22年度から始まった戸別所得補償制度により、村の農家の9割以上が生産調整を実施することとなった。

村の農業のその他の動きとして、大潟村農業協同組合（以下、「農業協同組合」という。）では農業者の今後の営農を総合的にバックアップするため、営農支援課（平成14年から平成20年まで「営農支援センター」）を設置している。また、平成23年からは水田農業推進協議会を母体に、耕作放棄地協議会及び担い手育成総合支援対策協議会を統合した「大潟村地域農業再生協議会」（以下、「地域農業再生協議会」という。）を設立し、戦略作物の生産振興、経営所得安定対策や担い手の育成と確保及び農地の保全と有効利用などに関する取組を総合的に推進することとした。

これまでの経緯、現状を踏まえ、多様な農業生産を展開し、たくましい大潟村農業を目指すことを基本方針として、平成21年には新農業戦略会議を設置し、農家所得向上に関する施策を統合的かつ計画的に推進するために協議を重ね、平成23年4月に「大潟村農業チャレンジプラン」を策定し、中期的視点に立った基本戦略を定め、推進している。

2. 大潟村農業の今後の方向

米に多く依存する村の農業生産額は、米価の下落傾向とも相まって、ここ数年低迷状態が続いており、農業所得も減少している。

国では、農業強化策として、農林漁業の再生に向けた基本方針・行動計画を決定し、新規就農の増加や、国際競争力の弱い水田農業の経営規模を拡大するなど競争力強化策を柱とした施策を、集中的に進めることとしている。

また、村では、農業の持続的発展と所得向上、米の多様な利活用の推進、環境創造型農業の推進の3つの戦略を連携させ、たくましい大潟村農業を目指すために次に掲げる事項を推進することとしている。

(1) 農業生産基盤整備

干拓以来50年を経過し、土壌条件は徐々に改善されてきているものの、排水対策を主とした土地基盤整備は常に重要な課題となっている。従って、干拓時に整備された排水機場・用排水路等の施設や圃場内の暗渠排水は良好に機能されていなければならない。このためには、国・県及び土地改良区と緊密に連携して、各種の制度事業を活用し、農家の負担軽減を図りながら土地基盤の良好な維持管理・整備改善を推進していく。

(2) 営農方向

大区画圃場という条件を生かし、稲作を基幹とした大型機械化一貫体系が確立され生産性の高い農業を行ってきたが、消費者・実需者ニーズの多様化、流通形態の大きな変化の中で、今後米をはじめとする農畜産物の価格低下傾向が予想される。

村の将来のためには圃場のより一層の大区画化や集団化による規模拡大及び栽培技術のレベルアップに努めることで、さらなる高効率生産、コスト削減につなげていくことが必要である。

その具体的な方法として、次の事項を推進していく。

- 消費者の視点に立った安全で安心な農産物の生産、とりわけ有機農法や減農薬・減化学肥料農法などの「環境創造型農業」に積極的に取り組むとともに、農業協同組合や(株)大潟村カントリーエレベーター公社(以下、「カントリーエレベーター公社」という。)と連携し生産指導や加工・流通対策を積極的に行い、高付加価値化の推進と有利販売を促進していく。
- 稲作とより収益性の高い作物を組み合わせた複合経営を推進するため、従来から品質・食味で高い評価を得てきたメロン・南瓜・ニンニク等の集約型作物の生産振興を図る。また、施設型園芸の導入による周年型農業を可能にする営農類型を確立していく。

特に、施設園芸や畜産等を組み合わせた複合経営等により、一層の経営安定を図ろうとする農家や専門的に取り組む農家を積極的に支援し、農業協同組合と連携して団地化形成の推進と施設整備の高度化を図っていく。
- 現在、地域で進めている「日本型直接支払制度」等を積極的に推進し、環境に配慮した栽培技術体系の確立と新規作物の導入や食品加工を通じた地域の新特産品の開発等に努める。

また、都市と農村の交流事業を推進し、相互理解を深めることにより都市消費者への積極的なPR及び販路拡大に努める。
- 施設型の野菜や花きを主体とした複合経営の発展をさらに進め周年的に収入を得る体制づくりや消費地と密着した総合的な農産物の供給拠点を目指して園芸団地の拡大を推進する。
- 今後の国際化時代に対応できるよう栽培から流通販売に至るまでの農業情報や生活関連情報を的確かつ迅速に発信できる情報ネットワークの創設を検討し、農業生産性の向上を促進するとともに効率的な農家経営に資するよう努める。
- 経営体の強化に向けて米の付加価値生産や有利作目の導入、部門別専門化及び共同化等による効率的かつ多角的な経営を志向する個人や組織経営体に対しては、法

人化への誘導を図るなど積極的な育成・支援に努める。

(3) 農業後継者

入植の第一世代も40数年の歳月を重ね、8割以上の入植者が経営を次世代に委ねている。本村農業を担う後継者の確保と経営移譲については比較的順調に推移してきているが、今後の農業振興にとっての大きな課題であるので、相談活動をはじめとして農業後継者の学習の場である農業近代化ゼミナールや農協青年部等、後継者世代の活動を助長し、各種研修を引き続き実施するなど、後継者の育成と支援に努める。また、大潟村チャレンジ農場（旧大潟村農業実践大学）を活用して意欲ある若い農業者を対象に研修の機会を提供し、経営感覚と栽培技術の取得向上ならびに実践活動を支援する。また、併せて経営移譲後の生きがい対策についても諸対策を講じる。

3. 農業経営基盤の強化の促進に関する目標と取組み

(1) 目標

村は、このような地域の農業構造の現状と見通しのもとに、今後の国際化時代における激しい地域間競争に対応できる足腰の強い農業となるよう概ね10年後の農業経営の発展的な経営指標を定め、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、村において現に成立している優良な経営事例を踏まえ、農業経営の発展を目指し1経営体当たりの年間農業所得1,000万円程度、主たる農業従事者1人当たりの年間労働時間1,800時間～2,000時間程度の水準を実現できるものとする。また、これらの経営が本村農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

(2) 取組み

前記の目標を達成するため、村は、将来の大潟村農業を担う若い農業経営者の意向、その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域農業の振興を図るために行う自主的な努力を助長するために、意欲と能力のある農業者が農業経営の発展を目指すことに対して、これを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号、以下「法」という。）第12条の農業経営改善計画の認定制度については、関係機関団体に協力を求め認定制度の積極的活用を図るものとする。

(3) 推進体制

我が国の農産物の生産・需給・価格の動向等に対応した視野の広いたくましい経営体を育成していくためにも農業者自らが「経営者」あるいは「企業家」として、新たな環境変化に対応できる経営者能力の向上に努めていけるよう次の推進体制をとる。

- ① 村、大潟村議会、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、カントリーエレベーター公社、秋田地域振興局農林部等農業関係機関団体が十分に相互の連携して必要な施設の整備充実を図るとともに支援・指導を行うための体制を編成する。
- ② 農業経営改善計画の認定を受けた農業者若しくは組織経営体又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策を提示するなど重点的指導や研修会の開催等を行う。
- ③ 適切な資金計画による投資を行っていくため、地域農業再生協議会において、日本政策金融公庫秋田支店の参画を仰ぎ、農協の融資担当者等による資金計画に係る研修及び指導を実施する。
- ④ 複合経営に取り組もうとする農業者に対して、導入作目の栽培に関する指導を行なう。また、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図り、農家の年間労働配分、価格変動に対する危険分散のため、複合経営のさらなる推進と研究及び普及に

努める。

- ⑤ 効率的な農業経営を推進するため、個別による複合経営のみでなく、部門別專業化等による農業の特化により地域全体として経営効率を高めることで農家個々の効率的な農業経営を図る。
- ⑥ 農業の特化や高齢化及び担い手不足によって生じる農地賃借と農作業受委託については、関係機関が一体となって農地の出し手と受け手に係る情報を一元的に把握し、村の農作業受託組合の利用など両者を適切に結び付けて利用権設定等を進める。
なお、農用地の利用集積を進めるに当たっては、農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項）、農地利用集積円滑化事業（法第4条第3項）の積極的な活用を図り、地域ごとの実態に配慮した円滑な農用地の面的集積を推進する。
- ⑦ 農業経営改善計画の期間を満了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

4. 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する目標

(1) 新規就農の現状

村における過去5年間の新規就農者数の年平均は9人であった。親元就農がその大部分を占めていることから、農業後継者の確保が順調に行われているものと推察される。今後も農業後継者の確保に努めるとともに、本村農業の持続的発展に向け、地域農業の担い手の安定的な確保に努めるものとする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、村は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成を図っていくものとする。

① 確保・育成すべき人数の目標

村では40～50代の農業者が全体の6割を占めているほか、第1の2の(3)及び4の(1)に掲げる状況により、地域農業の維持発展に必要な担い手が確保されている状況である。引き続き農業後継者の確保に努めるとともに、村で新たに農業経営を営もうとする青年等については、適時、育成と支援に努めるものとする。

② 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

村において現に成立している優良な経営事例と均衡する主たる農業従事者1人当たりの年間労働時間1,800時間～2,000時間程度の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間所得（3で示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割以上の農業所得、すなわち1経営体当たりの年間農業所得500万円以上）を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた本村の取り組み

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を確保・育成していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、村、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、カントリーエレベーター公社、秋田地域振興局農林部、秋田県青年農業者等育成センターで構成する大潟村就農支援定着支援チーム（以下、「支援チーム」という。）による総合的な支援を実施し、農業者の協力を得ながら、地域の総力をあげて地域の中心経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現在、村で展開している優良事例を踏まえ、村における主要な営農類型について、次に示す。

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻+ 大豆(単作)	<作付面積> 主食米 8.0ha 非主食米 4.0ha 大豆 2.4ha <経営面積> 田 15.0ha	<資本装備> (大型機械化体系) トラクター(80ps) 1台 トラック(2t) 1台 田植機(乗用8条) 1台 自脱型コンバイン(5条刈) 1台 <その他> ・特別栽培米の栽培 ・CE利用 ・汎用コンバインは共同利用	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・家族労働力 2.0人 ・農繁期における臨時雇用者の確保
水稻+ 麦類・大豆	<作付面積> 主食米 8.0ha 非主食米 4.0ha 麦類 2.4ha 後作大豆 2.4ha <経営面積> 田 15.0ha	<資本装備> (大型機械化体系) トラクター(80ps) 1台 トラック(2t) 1台 田植機(乗用8条) 1台 自脱型コンバイン(5条刈) 1台 <その他> ・特別栽培米の栽培 ・CE利用 ・汎用コンバインは共同利用	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・家族労働力 2.0人 ・農繁期における臨時雇用者の確保
水稻+ 大豆+野菜	<作付面積> 主食米 8.0ha 非主食米 3.4ha 大豆 2.4ha メロン 0.6ha <経営面積> 田 15.0ha	<資本装備> (大型機械化体系) トラクター(80ps) 1台 トラック(2t) 1台 田植機(乗用8条) 1台 自脱型コンバイン(5条刈) 1台 <その他> ・特別栽培米の栽培 ・CE利用 ・汎用コンバインは共同利用	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・家族労働力 2.5人 ・農繁期における臨時雇用者の確保

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻+ 大豆+野菜	<p><作付面積></p> 主食米 8.0ha 非主食米 4.0ha 大豆 2.4ha ニンニク 0.2ha <p><経営面積></p> 田 15.0ha	<p><資本装備></p> (大型機械化体系) トラクター(80ps) 1台 トラック(2t) 1台 田植機(乗用8条) 1台 自脱型コンバイン(5条刈) 1台 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別栽培米の栽培 ・CE利用 ・汎用コンバインは共同利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・家族労働力 2.5人 ・農繁期における臨時雇用者の確保
水稻+ 大豆+野菜	<p><作付面積></p> 主食米 8.0ha 非主食米 4.0ha 大豆 2.4ha 枝豆 0.2ha <p><経営面積></p> 田 15.0ha	<p><資本装備></p> (大型機械化体系) トラクター(80ps) 1台 トラック(2t) 1台 田植機(乗用8条) 1台 自脱型コンバイン(5条刈) 1台 枝豆収穫機(1条刈) 1台 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別栽培米の栽培 ・CE利用 ・汎用コンバインは共同利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・家族労働力 2.0人 ・農繁期における臨時雇用者の確保
水稻+ 大豆+野菜	<p><作付面積></p> 主食米 8.0ha 非主食米 3.4ha 大豆 2.4ha キャベツ 0.6ha <p><経営面積></p> 田 15.0ha	<p><資本装備></p> (大型機械化体系) トラクター(80ps) 1台 トラック(2t) 1台 田植機(乗用8条) 1台 自脱型コンバイン(5条刈) 1台 移植機 1台 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別栽培米の栽培 ・CE利用 ・汎用コンバインは共同利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・家族労働力 2.5人 ・農繁期における臨時雇用者の確保
水稻+野菜	<p><作付面積></p> 主食米 8.0ha 非主食米 5.2ha 南瓜 1.2ha <p><経営面積></p> 田 15.0ha	<p><資本装備></p> (大型機械化体系) トラクター(80ps) 1台 トラック(2t) 1台 田植機(乗用8条) 1台 自脱型コンバイン(5条刈) 1台 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別栽培米の栽培 ・CE利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・家族労働力 2.5人 ・農繁期における臨時雇用者の確保

営農類型	経営規模	生産方式	経理の方法	農業従事の態様等
水稻+野菜	<p><作付面積></p> 主食米 8.0ha 非主食米 5.8ha ネギ 0.6ha	<p><資本装備></p> (大型機械化体系) トラクター(80ps) 1台 トラック(2t) 1台 田植機(乗用8条) 1台 自脱型コンバイン(5条刈) 1台 堀取り機 1台 皮むき機 1台	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・家族労働力 2.5人 ・農繁期における臨時雇用者の確保
水稻+野菜	<p><作付面積></p> 主食米 8.0ha 非主食米 5.8ha タマネギ 0.6ha	<p><資本装備></p> (大型機械化体系) トラクター(80ps) 1台 トラック(2t) 1台 田植機(乗用8条) 1台 自脱型コンバイン(5条刈) 1台 堀取り機 1台	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・家族労働力 2.5人 ・農繁期における臨時雇用者の確保
水稻+花卉	<p><作付面積></p> 主食米 8.0ha 非主食米 6.4ha トルコギキョウ 季咲栽培 240m ² 抑制栽培 240m ²	<p><資本装備></p> (大型機械化体系) トラクター(80ps) 1台 トラクター(20ps) 1台 トラック(2t) 1台 田植機(乗用8条) 1台 自脱型コンバイン(5条刈) 1台 畝立機 1台	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・家族労働力 2.5人 ・農繁期における臨時雇用者の確保
	<p><経営面積></p> 田 15.0ha 畑 480m ²	<p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別栽培米の栽培 ・CE利用 ・育苗団地の有効利用 ・季咲栽培(8月)と抑制栽培(10月)を1棟ずつ 		

営農類型	経営規模	生産方式	経理の方法	農業従事の態様等
水稻+花卉	<p><作付面積></p> 主食米 8.0ha 非主食米 6.4ha トルコギキョウ 抑制栽培 240㎡ チューリップ 加温栽培 240㎡ <p><経営面積></p> 田 15.0ha 畑 480㎡	<p><資本装備></p> (大型機械化体系) トラクター(80ps) 1台 トラクター(20ps) 1台 トラック(2t) 1台 田植機(乗用8条) 1台 自脱型コンバイン(5条刈) 1台 畝立機 1台 暖房機 1台 予冷库 2坪 <p><その他></p> ・特別栽培米の栽培 ・CE利用 ・育苗団地の有効利用 ・抑制栽培(10月)と加温栽培(1~2月)を1棟ずつ	・複式簿記記帳実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・家族労働力 2.5人 ・農繁期における臨時雇用者の確保
水稻+畜産(肉用牛繁殖肥育一貫)	<p><作付面積></p> 主食米 8.0ha 非主食米 6.4ha 肥育牛(和牛)50頭 <p><経営面積></p> 田 15.0ha	<p><資本装備></p> (大型機械化体系) トラクター(80ps) 1台 トラック(2t) 1台 田植機(乗用8条) 1台 自脱型コンバイン(5条刈) 1台 畜舎 1棟 <p><その他></p> ・特別栽培米の栽培 ・CE利用	・複式簿記記帳実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・家族労働力 3.0人 ・農繁期における臨時雇用者の確保
水稻(単作)	<p><作付面積></p> 主食米 8.0ha 非主食米 6.4ha <p><経営面積></p> 田 15.0ha	<p><資本装備></p> (大型機械化体系) トラクター(80ps) 1台 トラック(2t) 1台 田植機(乗用8条) 1台 自脱型コンバイン(5条刈) 1台 <p><その他></p> ・特別栽培米の栽培 ・CE利用	・複式簿記記帳実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・家族労働力 2.0人 ・農繁期における臨時雇用者の確保

- (注) 1. 個別経営体に係る各営農類型ごとの農業経営の指標について、その前提となる労働力構成については、標準的な家族構成を想定しておおむね2人程度としている。
2. 労働時間はおおむね年間1,800時間~2,000時間を目標とする。週当たり労働時間は40~50時間とし、農休日は原則として週1日以上とする。
3. 畦畔率を4%とする。

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1の4の(2)に示したような目標を可能とする、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、村において現に成立している優良な経営事例を踏まえ、主要な営農類型は第2で示したものを原則とする。

なお、実現可能な所得水準は、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間所得について第1の3の(1)で示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割以上とする。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の利用関係の改善に関する目標

1. 農用地の利用に占めるシェアの目標

前記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業を営む農業者に対する農用地の利用の集積及び面的集積に関して、以下の目標として示す。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標

効率的かつ安定的な農業経営体の地域の農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標	備考
100% 農地中間管理事業等の計画的な推進により、効率的かつ安定的な農業を営む農業者へ面的集積の割合が高まるように努める。	

(注) 1. 「効率的かつ安定的な農業経営体の地域の農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用 {基幹的農作業 (水稻については、耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業) を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む} 面積のシェアの目標である。

2. 目標年次は平成32年度とする。

2. その他農用地の利用関係の改善に関する事項

農用地の利用集積に関する目標等を達成するため、関係機関及び関係団が緊密に連携して、地域の農用地の利用集積の対象者 (農用地の引受け手) の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。その際、村は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意形成を図り、各年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の間で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

村は、秋田県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に則しつつ、大潟村農業の地域特性、即ち、大規模複合経営を中心とした多様な農業生産の展開などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に取り組む。

村は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農地中間管理機構が行う特例事業
- ③ 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業
- ④ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ⑤ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑥ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑦ 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成を推進する事業
- ⑧ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、大潟村農業の特性を踏まえてそれぞれ実情に即して実施するものとする。なお、農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業については、大潟村全域を対象として地域の重点実施と連携して積極的な取組を行い、面的な集積が図れるよう努めるものとする。

以下、各個別事業毎に述べる。

1. 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作若しくは養畜の事業を行う個人（法第18条第2項第6号に定める利用権設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者を除く）又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあつては(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて）を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあつては、常時従事者たる構成員をいう。）がいる者とする。

(オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あつせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するための利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用するこ

とができると認められること。

- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、法第7条に規定する特例事業を行う農地中間管理機構、法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる
- ④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）（以下、「政令」という。）第6条で定める者を除く。）は、次に掲げるすべてを備える者とする。
 - ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
 - ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。
- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。
- ⑦ 農業経営の受委託にかかる利用権の設定について、③に規定する農業協同組合法第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合、農業組合連合会及び同法第72条の8第1項第2号の事業を併せ行う農地所有適格法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合その他農用地等の利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分又は株式の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法、その他利

用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 村は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地利用集積円滑化団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させるものとする。
- ② 村は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の作成手続きを進めるものとする。
 - ア 当該開発事業の実施が確実であること。
 - イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
 - ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期期

- ① 村は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ② 村は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定めるものとする。

(5) 要請及び申出

- ① 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が整ったときは、村に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 村の全部をその地区の全部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ 村の全部又は一部をその事業実施区域とする農地利用集積円滑化団体は、その区域内の農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ⑤ ②、③及び④に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定

(又は移転) されている利用権の存続期間 (又は残存期間) の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 村は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合は、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ② 村は、(5)の②、③及び④の規定による農地利用集積円滑化団体、農業協同組合又は土地改良区から申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が整ったとき、村は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 村は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者 ((1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。) について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等 ((1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。) を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定 (又は移転) を受ける利用権の種類、内容 (土地の利用目的を含む。)、始期 (又は移転の時期)、存続期間 (又は残存期間)、借賃及びその支払の方法 (当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件、その他利用権の設定 (又は移転) に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び (現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。) その支払 (持分又は株式の付与を含む。) の方法その他所有権移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項
 - ア その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則(昭和55年農林水産省令第34号、以下、「規則」という。)第16条の2各号で定めるところにより、権利の設定を受けた農用地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について同意市町村の長に報告しなければならない旨
 - ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための

次に掲げる事項

- (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
- (イ) 原状回復の費用の負担者
- (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
- (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- (オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

村は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者すべての同意を得るものとする。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権（その存続期間が5年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

村は、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を村掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

村が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）、又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 農業委員会への報告

村は、解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者からの農用地の利用状況の報告（規則第16条の2）があった場合は、その写しを農業委員会に提出するものとする。

(13) 紛争の処理

村は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努めるものとする。

(14) 農用地利用集積計画の取消し等

① 村は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者（法第18条第2項第6号に規定する者）に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

- ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。
- イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。
- ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。
- ② 村は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。
- ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。
- イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。
- ③ 村は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取り消しに係る部分を村掲示板への掲示により公告する。
- ④ 村が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取り消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。
- ⑤ 農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地利用集積円滑化事業又は農地中間管理機構の特例事業の活用を図るものとする。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

2. 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

- (1) 村は、県下一円を区域として特例事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同機構の事業実施の促進を図るものとする。
- (2) 村、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を生かした特例事業を促進するため、同機構対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

3. 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項

- (1) 村は、村全域を区域として農地利用集積円滑化事業を行うこととし、農業協同組合や周辺地域の農地利用集積円滑化団体等との連携の下に、普及啓発活動等も含めた円滑な事業実施の促進を図るものとする。
- (2) 村、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等の関係機関及び関係団体は、権利調整の委任代理並びに再配分機能を活かした農地利用集積円滑化事業を促進するため、農地利用集積円滑化団体に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

4. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

- (1) 農用地利用改善事業の実施の促進
村は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業

の実施を促進するものとする。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法律第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を村に提出して、農用地利用規程について村の認定を受けることができる。

② 村は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をするものとする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率化かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 村は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を村掲示板への掲示により公告するものとする。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更について準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成する観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下

「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令第8条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
 - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 村は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をするものとする。
 - ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
 - イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。
- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 村は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努めるものとする。
- ② 村は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとする者が、農用地利用改善事業の実施に関し、秋田地域振興局農林部、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体等の指導、助言を求めてきたときは、地域農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努めるものとする。

5. 農業協同組合及び農業委員会が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

村は、次に掲げる事項を推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図るものとする。

ア 農業協同組合及び農業委員会等による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受委託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業毎の事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受委託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合及び農業委員会による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合及び農業委員会は、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農地利用集積円滑化団体と連携して調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により農作業受委託の促進に努めるものとする。

6. 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

村は、効率的かつ安定的な経営体を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応できる高い技術を有した人材の育成に取り組む。

このため、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入できるように相談機能の一層の充実と新規就農対策を関係機関と連携して進めるとともに、先進的な法人経営等での実践的研修、大潟村チャレンジ農場等を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進するものとする。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、高齢者等の労働力の活用システムを整備する。

7. 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項

第1の4の(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、その他の関係機関・団体との連携のもと、次の取り組みを重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取り組み

① 受入環境の整備

支援チームは構成機関と連携しながら、適時、就農相談を実施し、就農希望者に対し、村での就農に向けた情報（研修、農地等に関する情報等）の提供を行う。

また、大潟村グリーン・ツーリズム連絡協議会と連携して、小・中学生を対象とした農業体験や高校生を対象としたインターンシップ等の受入を行う。

② 中長期的な取り組み

児童・生徒が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取り組みを実施する。村では、学校菜園を活用した農業体験ができる環境づくりが整っており、農業に関する知見がさらに広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取り組み

① 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

支援チームは円滑な就農定着を図るため、構成機関と連携・協力して、必要に応じて営農計画の作成支援を行う。

② 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が孤立することのないよう、地域への受け込みのサポートを行い、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのため、農業近代化ゼミナールや農協青年部等への参加を促し、農業後継者との交流の場を提供する。

(3) 新たに農業経営を営む青年等の経営発展に向けた取り組み

人・農地プランとの整合性に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年就農給付金や青年等就農資金等の国の施策を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

8. その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

村は、1から7までに掲げた事項の推進にあたっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 村は、幹線用排水路、道路横断管をはじめとした基幹土地改良施設の更新改善事業の推進を図り、農業生産基盤整備の促進を通じて、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 村は、大潟村地域農業再生協議会水田フル活用ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みによって、水稻作、畑作を通じて望ましい経営体の育成を図ることとする。また、夏冬を通じた平準的労働配分を可能にする営農類型を確立し、農業経営の安定向上に資するように努める。

ウ 村は、農業の振興に関するその他の施策を行うにあたっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

村は、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、秋田地域振興局農林部、農用地利用改善団体、農地利用集積円滑化団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2、第3の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地利用集積円滑化団体は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、地域農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、村は、このような協力の推進に配慮する。

第6 農地利用集積円滑化事業に関する事項

1. 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項

村においては、これまで農地の集積が図られ、農業生産が維持・発展してきたところであるが、今だ経営農地が分散している農業者もおり、農作業の負担が大きい農業者がいる。また、今後10年で経営移譲・高齢化による離農等が進行した場合、農地が大きく供給されることが予想される。

このような状況の中で、将来にわたって農地を有効利用し、地域農業を維持・発展させるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化を図ることによって農地の引き受け能力を高め、さらなる経営改善を目指していくことが極めて重要となっている。

農地利用集積円滑化事業の実施主体（以下、「農地利用集積円滑化団体」という。）は、こうした課題を的確に解決できる者、具体的には、①担い手の育成・確保、担い手に対する農地の利用集積の積極的な取組が期待できること、②地域農業、とりわけ担い手に関する情報や農地の各種情報に精通している、③農地の出し手や受け手と的確にコミュニケーションを図れること、等の条件を満たす者が実施するものとする。

2. 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準

- ① 村における農地利用集積円滑化事業は、村全域を対象として行うことを基本とする。
- ② 村を区分して農地利用集積円滑化事業を実施する場合、土地の自然的条件、農業者の農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況等を考慮し、大字単位とするなど、担い手への農地の面的集積が効率的かつ安定的に図られる、一定のまとまりのある区域を定めるものとする。

なお、村の区域のうち農業上の利用が見込めない森林地域等の区域を除いた農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定による農業振興地域をいう。）を区域とする。

- ③ 複数の農地利用集積円滑化団体が農地利用集積円滑化事業を行う場合には、特定の農用地利用集積円滑化団体が優良農地の区域のみで事業を行うこと等により事業実施地域が偏ることがないように、村が村全域における事業実施地域の調整を行うこととする。

3. その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

(1) 農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容

農地利用集積円滑化事業規程には、次に掲げる事項のうち事業実施に必要な事項を定めるものとする。

- ① 農地所有者代理事業の実施に関する次に掲げる事項
 - ア 農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して行う農用地の売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託に関する事項
 - イ アの委任に係る農用地等の保全のための管理に関する事項
 - ウ その他農地所有者代理事業の実施方法に関する事項
- ② 農地売買等事業の実施に関する次に掲げる事項
 - ア 農用地等の買入れ及び借受けに関する事項
 - イ 農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項
 - ウ 農用地等の管理に関する事項
 - エ その他農地売買等事業の実施方法に関する事項
- ③ 研修等事業の内容及び当該事業の実施に関する事項
- ④ 事業実施地域に関する事項
- ⑤ 事業実施が重複するその他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、秋田県農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体との連携に関する事項
- ⑥ その他農地利用集積円滑化事業の実施方法の留意事項

(2) 農地利用集積円滑化事業規程の承認

- ① 法第4条第3項各号に掲げる者（市町村を除く）は、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、農林水産省令第12条の10に基づき、村に農地利用集積円滑化事業規程の承認申請を行い、村から承認を得るものとする。
- ② 村は、申請された農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当

するものであるときは、①の承認をするものとする。

ア 基本構想に適合するものであること。

イ 事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。

ウ 認定農業者が認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。

エ 次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。

(ア) 農用地の利用関係の調整を適確に行うための要員を有していること。

(イ) 農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあったときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されていること。

(ウ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を適確に図るための基準を有していること。

(エ) (ア)から(ウ)に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。

(オ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、秋田県農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められるものであること。

(カ) 農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用施設は、規則第10条第2号イからニまでに掲げるものであること。

(キ) 規則第10条第2号イからニまでに掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して当該農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地について、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること。

③ 村は、農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について①の承認をしようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経るものとする。

④ 村は、①の承認を行ったときは、その旨並びに当該承認に係る農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を村掲示板への掲示により公告する。

⑤ ①から④までの規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更の承認について準用する。

⑥ ①、③及び④の規定は、農地利用集積円滑化事業の廃止の承認について準用する。

(3) 農地利用集積円滑化事業規程の取消し等

① 村は、農地利用集積円滑化事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせるものとする。

② 村は、農地利用集積円滑化事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。

③ 村は、農地利用集積円滑化団体が次に掲げるいずれかの事項に該当するときは、(2)の①の規定による承認を取消することができる。

ア 農地利用集積円滑化団体が法第4条第3項第1号に規定する農業協同組合若し

くは一般社団法人又は一般財団法人、同項第2号に掲げる者（農地売買等事業を行っている場合にあつては、当該農業協同組合若しくは一般社団法人又は一般財団法人）でなくなったとき。

イ 農地利用集積円滑化団体が①の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

ウ 農地利用集積円滑化団体が②の規定による命令に違反したとき。

④ 村は、③の規定により承認を取消したときは、遅滞なく、その旨を公告する。

(4) 村が農地利用集積円滑化事業を実施する場合は、次に掲げる規定により円滑化事業規程を定めるものとする。

① 村は、必要に応じ、農地利用集積円滑化事業規程を定め、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行うことができるものとする。

② 村が①の規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、大潟村長は、当該農地利用集積円滑化事業規程について2週間の縦覧に供するものとする。この場合、あらかじめ縦覧の開始の日、場所又は時間を公告する。

③ ①に規定する農地利用集積円滑化事業規程は、(2)の②に掲げる要件に該当するものとする。

④ 村は、農地売買等事業に関する事項をその内容に含む農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、あらかじめ農業委員会の決定を経るものとする。

⑤ 村は、農地利用集積円滑化事業規程を定めるときは、その旨並びに当該農地利用集積円滑化事業規程で定める農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を村掲示板への掲示により公告する。

⑥ ④及び⑤の規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止について準用する。

(5) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方

農業経営の改善に意欲的な経営体を集積の相手方とするが、当該経営体のうち、経営農地の立地状況を勘案して、集積対象となる農用地を最も有効に活用することのできる者を優先する。

(6) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方

① 農地所有者代理事業を実施する場合には、農用地の効果的な面的集積を確保する観点から、農用地等の所有者は、委任に係る土地についての貸付け等の相手方を指定することはできないものとする。

② 農地所有者代理事業を実施する場合には、基本要綱参考様式5に定める契約書例を参考に契約書を作成し、農用地等の貸付け等の委任を申し込んだ農用地等の所有者と契約を締結するものとする。

③ 前項の委任契約の締結に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。

ア 農地所有者代理事業の効率的な実施の確保、契約当事者間の紛争の防止等の観点から、委任事務及び代理権の範囲については、農用地等の所有者が農地利用集積円滑化団体に委任する内容に則して定めるものとする。

イ 所有権の移転をする場合の対価、賃借権を設定する場合の賃借権の存続期間及び借賃並びに農業経営又は農作業の委託をする場合の当該委託の存続期間及び委託料金については、農用地等の所有者が申し出た内容を基に、農地利用集積円滑化団体が委任契約に基づいて交渉する貸付け等の相手方と協議し、貸付け等の内容が農用地等の所有者が申し出た内容と異なる場合には、農用地等の所有者の同意を得る旨の定めをすることが望ましい。

ウ 受任した農用地等の貸付け等の相手方が替わっても、当該農用地等の所有者に

代理して新たな相手方との貸付け等の契約が締結できるよう、委任契約の期間はできる限り長期とすることが望ましい。

- ④ 農地利用集積円滑化団体は、農用地等の所有者から当該事業に係る委任契約の申込を受けた場合は、正当な事由がなければ委任契約の契約を拒んではならない。
- ⑤ 農地利用集積円滑化団体が、農用地等の保全のための管理を行う事業を実施する場合には、農用地等の所有者と書面による農作業等の受委託の契約を締結して行うものとする。

この場合、当該団体は、農用地等の保全のための管理作業について、他の者に再委託しても差し支えない。

(7) 売買等事業における農用地等の買入れ、売渡し等の価格設定の基準

- ① 売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が売買する農用地等の価格については、近傍類似の農用地等に係る取引価格等を参考に定めるものとする。その場合、必要に応じ、農業委員会の意見を聴くものとする。
- ② 売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が貸借する農用地等の借賃については、農業委員会が提供している実勢借賃に関する情報を十分考慮して定めるものとする。その場合、必要に応じ、農業委員会の意見を聴くものとする。

(8) 研修等事業の実施に当たっての留意事項

- ① 農地利用集積円滑化団体は、新規就農者等に対する農業の技術、経営の方法の実地研修等を目的とする研修等事業を行う場合には、通常管理耕作の範囲を超えて、作目、栽培方法の選択、農用地等の形質の変更等を行うことができるものとする。
- ② 研修の実施期間は、新規就農希望者の年齢、農業の技術等の習得状況に応じ、概ね5年以内とする。ただし、農地農地利用集積円滑化団体が借り入れた農用地等において研修等事業を行う場合には、研修等事業の実施期間は当該農用地等の借入れの存続期間とする。
- ③ 研修等事業の実施に当たって、当該団体は、秋田地域振興局農林部、農業協同組合、地域の農業者等と連携して行うとともに、農業技術等を効率的に習得することができるよう努めるものとする。

(9) 他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

農地利用集積円滑化団体は、多数の農用地等の所有者が農地利用集積円滑化事業を活用できるよう、農業委員会、農業協同組合、秋田地域振興局農林部等の関係機関及び関係団体と連携して、農用地等の所有者、経営体に対し、農地利用集積円滑化事業のパンフレットの配布、説明会の開催等を通じた普及啓発活動に努める。

第7. その他

1. この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。
2. 中央増反地を所有する村外の者の認定については、その者の住居地の基本構想に準拠して経営改善計画又は青年等就農計画の認定をするものとする。

附 則

この基本構想は、平成7年3月28日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成12年3月29日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成16年5月12日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成22年3月31日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成22年6月25日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成24年3月30日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成26年9月26日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成28年10月31日から施行する。

別紙1（第5の1の(1)の⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第6条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）
 - 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合【※法第18条第3項第2号イに掲げる事項】
 - 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合【※その土地を効率的に利用することができることと認められること。】
- (2) 農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）
 - 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合【※法第18条第3項第2号ハに掲げる要件】
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合【※その土地を効率的に利用することができることと認められること。】
- (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融資法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

別紙 2 (第 5 の 1 の (2) 関係)

I 農用地 (開発して農用地とすることが適当な土地を含む。) として利用するための利用権 (農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。) の設定又は移転を受ける場合

①存続期間(又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>1. 存続期間は3・6・10年 (農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適当と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間)とする。</p> <p>ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3・6・10年とすることが相当でない認められる場合には、3・6・10年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>なお、特定法人貸付事業による場合には、第6の3の(1)によるものとする。</p> <p>2. 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定(又は移転)される利用権の当事者が当該利用権の存続期間 (又は残存期間) の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1. 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の情勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件を勘案して算定する。</p> <p>2. 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の賃借の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4. 借賃を金銭以外のもの で定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p> <p>この場合において、その金銭以外のもの で定められる借賃の支払等の定めは、農業委員会が定める農地法第21条第1項ただし書きの認定基準に適合するものでなければならないものとする。</p>	<p>1. 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の金額を一時に支払うものとする。</p> <p>2. 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3. 借賃を金銭以外のもの で定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増加額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき大潟村が認定した額をその費やした金額又は増加額とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間(又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1. 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2. 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産評価額を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間(又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1. 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額(共済金を含む。)から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2. 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者または農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Iの③に同じ。この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者(損失がある場合には、受託者という。)」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引(農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。)の価格に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払い期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の全部の支払い期限までに対価の支払いが行われなるときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。